

ガス系消火設備等評価規程運用細則

平成7年 6月 2日

消安セ細則第1号

平成8年12月25日

危保細則第2号

ガス系消火設備等評価規程（平成7年5月10日消安セ規程第2号・平成8年12月25日危保規程第7号。以下「規程」という。）第12条の規程に基づき、必要な事項を以下に定める。

第1 評価に係る手続き

1 評価に必要な書類

(1) ガス系消火設備等評価申請書

ア 申請書中「申請者」とは、消防法第10条第1項に規定する危険物施設若しくはその部分（以下「10条対象」という。）又は消防法第17条第1項に規定する防火対象物若しくはその部分（以下「17条対象」という。）の関係者又は関係者から委任を受けた代理人をいう。

なお、設備等基本類型評価又は設備等個別評価にあつては、当該ガス系消火設備等の設計・施工者又は製造者（以下「製造者等」という。）とすることができる。

イ 「防火対象物等の名称」が具体的に定まっていない場合は、（仮称）をつける。

ただし、設備等基本類型評価及び設備等個別評価にあつては、この項及び（3）.イ.（イ）の「防火対象物等の名称」を適用しない。

(2) 連絡先を明示した書類

申請図書の内容確認を行える連絡先（担当者、電話、FAX番号等）をA4版の用紙に記載する。

(3) 添付図書

ア 添付図書は、評価申請の際に13部を提出する。

イ 添付図書の体裁

(ア) 用紙の大きさは原則としてA4版とし、縦長の2穴ファイルに綴り込む。

(イ) ファイルの表紙には、申請者名、防火対象物等の名称及びガス系設備等の名称を記載する。

(ウ) 目次をつける。

ウ 添付図書の記載項目、記載内容等は、表-1による。

2 申請書の提出

- (1) 申請書の提出先は、17条対象及び17条対象と10条対象が混在する防火対象物等並びに17条対象に係る設備等基本類型評価及び設備等個別評価に係るガス系消火設備等にあつては、財団法人日本消火設備安全センター（以下「安全センター」という。）東京本部企画研究部、10条対象の防火対象物等及び10条対象に係る設備等基本類型評価に係るガス系消火設備等にあつては、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）業務企画部とする。

- (2) 申請書には、3に規定する手数料の振込済を証する振込票を添付する。この場合、17条対象及び17条対象と10条対象が混在する防火対象物等並びに17条対象に係る設備等基本類型評価及び設備等個別評価に係るガス系消火設備等にあつては、様式1号を、10条対象の防火対象物等及び10条対象に係る設備等基本類型評価に係るガス系消火設備等にあつては、様式2号を用いる。

3 評価手数料

- (1) 評価手数料は、80万円とする。ただし、17条対象の防火対象物等で既に同一の消火薬剤を使用したガス系消火設備等を同一の製造者等が設計した場合において、表-2に掲げる用途の区分ごとに既に5回評価を受けているときは、以降の評価手数料を次の区分に応じた額とする。
- ① 当該ガス系消火設備等を設置する区画が1で、かつ、床面積が200㎡以下の場合
----- 15万円
 - ② 当該ガス系消火設備等を設置する区画の床面積の合計が500㎡以下で①に該当しない場合
----- 30万円
 - ③ 当該ガス系消火設備等を設置する区画の床面積の合計が500㎡を超える場合
----- 50万円
- (2) 設備等個別評価の対象となるガス系消火設備について、既に評価を受けた内容を変更する場合（設置場所の用途の追加を含む。）は、60万円とする。
- (3) (1)又は(2)にかかわらず、申請内容からみてこの額により難しい場合には、実費を勘案して別に安全センター理事長と協会理事長が協議して定める額とする。
- (4) 第3.3(2)による確認のための手数料は、届出1件につき18,300円とし、同(3)による確認及び書面の交付のための手数料は、1の証書交付に当たり1件につき34,200円とする。

第2 評価委員会等の運営

1 申請者の説明

評価委員会及び専門委員会においては、申請内容の説明及び委員からの質問に対する回答のため、申請内容を説明できる者（設計事務所、防災機器メーカー等の担当者等）の出席を求めることができる。

2 追加資料の提出

評価委員会及び専門委員会からの指摘による申請資料の修正及び追加資料の提出は、求めに応じて速やかに行う。

第3 設備等基本類型評価の特例

1 設備等基本類型評価の対象

規程第2条(1)により設備等基本類型評価の対象とする安全センター理事長が協会理事長と協議して別に定めるガス系消火薬剤及び用途は、表-3によるものとする。

2 通知

安全センター及び協会は、規程第9条の2第2項の規定による評価結果を、様式3号により通知する。

3 届出及び確認

- (1) 規程第9条の2第3項による届出は、様式4号による。
- (2) 安全センター及び協会は、規程第9条の2第3項による届出を受けたときは、当該届出を受けたガス系消火設備等が既に行った評価の要件の範囲内であるか否かを確認することとする。
- (3) 製造者等は、必要がある場合には、安全センター又は協会に対し予め個々の防火対象物等に設置しようとするガス系消火設備が既に受けた評価の要件の範囲内であることの確認を求め、その確認の結果を証する書面の交付を求めることができる。

第4 管理

1 届出

- (1) 個々の防火対象物等に設置するガス系消火設備等に係る評価申請書を提出する者は、防火対象物等の住所・用途名称及び消火薬剤の種別・容器数等について様式5号により安全センター又は協会に届け出るものとする。
なお、防火対象物等が完成した場合において、これらの届出事項に変更が生じた時は、その旨を安全センター又は協会に届け出るものとする。
- (2) 設備等個別評価に係る届出は、様式5号に規定する事項をフロッピーディスクにより6月ごとに安全センターに提出するものとする。

2 管理

安全センター及び協会は、規程第9条の2第3項又は1による届出を受けた場合は、これらをハロンバンクに登録して管理するものとする。

附 則 この細則は、平成8年12月25日から実施する。

附 則 この細則は、平成9年 4月25日から実施する。

表－1 添付図書の記載内容

1	防火対象物等の概要	1.1 防火対象物等の概要
2	ガス系消火設備等の概要	2.1 設置に係る基本的な考え方 2.2 消火薬剤 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品名（呼称等） ・ 消火性能 ・ 毒性 2.3 設置場所及び設置方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所の用途、使用形態 ・ 空間容積（容積低減） ・ 設計濃度、設置ガス量、放出濃度等 2.4 放出方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 起動方法、放出方法 ・ 配管、配線等の系統図 ・ 噴射ヘッドの配置図 ・ 圧力損失計算 ・ 設計放射時間 ・ 操作フローチャート 2.5 安全対策等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放出に係る安全対策 ・ 消火後のガス系消火薬剤、分解ガス等の排出措置 2.6 維持、管理 2.7 使用機器類の性能、図面
3	試験要領	設置時において実施する試験の方法及び様式
4	点検要領	定期的に行う点検の方法及び様式
5	維持・管理マニュアル	日常における留意事項、故障及び修理等の対応

[記入上の注意]

・ 防火対象物等の概要

10条対象については、施設区分（製造所、一般取扱所等の別）、危険物の類別、品名、物質名、最大数量、指定数量の倍数、位置、構造、設備の概要、貯蔵又は取扱い方法の概要について記載する。

・ 消火薬剤の消火性能、毒性

平成8年12月25日付け消防予第265号、消防危第169号別添3、別添4の基本的な考え方に基づいて記載する。

・ ガス系消火設備等で使用する機器類

使用機器類のうち、消防法、高圧ガス取締法等の関係法令に規定されているもの（貯蔵容器、容器弁、選択弁、放出弁等）は、別途承認を受けたものを使用すること。

表－2 用途区分一覧

用途の区分	同一区分とみなす用途
通信機室等	通信機械室、無線機室、電話交換機室、磁気デスク室 電算機室、テレックス室、電話局切換室、通信機調整室 データプリント室
制御室等	電力制御室、操作室、制御室、管制室、防災センター 中央管理室、動力計器室
電気室等	電気室、変圧器室、配電盤室、UPS室、蓄電池室 変電室、CVCF室
発電機室等	発電機室
ケーブル室等	EPS、共同溝、地下ピット、MDF室
フィルム等保管庫	フィルム保管庫、VTR室、テープ保管倉庫、映写室 MT室
駐車場等	駐車場、車路スロープ、自動車修理場、自動車研究室 格納庫
機械室等	機械室、エレベータ機械室、空調機械室、ポンプ室 熱源機械室、ボイラー室、冷温水発生機室
書庫等	書庫、資料室、文書庫、図書室、カルテ庫
美術品展示室等	重要文化財保管庫、美術品保管庫、展覧室、展示室
その他 (気密室)	クリーンルーム、放送スタジオ、アナウンスブース 冷凍庫、冷蔵庫、金庫室